

「東北絆まつり2019福島」運営計画策定及び調整業務 事業者選定プロポーザル 募集要項

1. 適用

本要項は、「東北絆まつり2019福島」運営計画策定及び調整業務を事業者選定プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により委託するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとします。

2. 業務概要

(1) 委託業務名

「東北絆まつり2019福島」運営計画策定及び調整業務

(2) 業務内容

仕様書のとおり ※仕様書は、説明会で配布する。

(3) 委託期間

契約締結日から平成31年3月31日（日）まで

(4) 委託料上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

(5) 委託事業者の選定方法

選定方法はプロポーザルにて実施します。選考は、書類審査による一次選考と、書類審査・プレゼンテーションおよび質疑応答による二次選考の二段階で行います。

3. 委託者

東北絆まつり実行委員会（以下、「委員会」という）

【事務局】

福島市・福島商工会議所

4. 事業申請者の資格要件

(1) 事業申請者の構成について

- ① 複数の企業（2社以上）により構成されるグループで申請してください。併せて、グループの代表者を定め、グループ名も作成してください。事業申請は、グループ構成員の連名により行い、以後の手続きに関しては、当該グループの代表者が行うこととします。
- ② 申請後、企業グループの構成の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、委員会と協議を行います。
- ③ グループの代表者が他のグループの代表者となることはできません。

(2) 事業申請に参加するための資格要件

- ① 本事業の申請において、グループを構成する企業のうち1社以上が福島市内に本社または事業所を有すること。
- ② グループの代表者が福島市の平成30年度業務委託有資格業者名簿に登録されていること。
- ③ グループの各構成員が同種または類似業務の受注実績があること。
- ④ 「提案書提出に関する事前説明会」に出席した企業がグループに含まれること。
- ⑤ 本業務を遂行するにあたり必要な警備業の認定を有する企業が含まれること。

(3) 事業申請に参加できない場合

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する場合。
- ② 参加表明書の提出時において、福島市より競争入札参加停止を受けている場合。
- ③ 商法（明治32年法律第48号）の規定による整理開始の申し立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）規定による更生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされている場合（ただし、経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）。

5. 契約条件

(1) 委託契約の方法

企画提案の内容を基にして、審査により選定された委託候補者と事前に委託内容および委託料について協議をします。協議等が整った場合には、契約を締結します。

(2) 委託予定額

10,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とします。

(3) 契約期間、履行期限

契約締結日から平成31年3月31日（日）まで。

(4) 契約保証

本業務の契約にあたっては、契約保証を付することとします。

6. 事前説明会開催および質問と回答

(1) 日 時 平成30年11月9日（金）10時から11時まで

※事前説明会参加にあたっては、平成30年11月8日（金）16時までに「参加申込書」（様式第1号）をファクシミリ又は電子メールで送付し、電話で送付した旨を連絡すること。

(2) 場 所 福島市役所7階会議室（福島市五老内町3-1）

(3) 内 容 委託業務に関する説明（事業の目的、概要など）

(4) 質問受付 業務内容及び選定方法に関する質問等については説明会当日に受け付けるほか、下記のとおり質問等の受付を行う。

①受付期間 平成30年11月9日（金）説明会終了後から平成30年11月13日（火）17時まで

②質 問 先 14. 問い合わせ先に同じ

③受付方法 「質問票」（様式第2号）に質問事項を記載のうえ、平成30年11月13日（火）17時までファクシミリ又は電子メールにて送付し、電話にて送付した旨を連絡すること。

なお、電子メールでの質問は、題名の最初に【「東北絆まつり2019福島」運営計画策定及び調整業務】と明記すること。

※電話など口頭による質問は受け付けません。

④回答方法 平成30年11月14日（水）17時までに各社にメールで回答します。なお、質問および回答については全社に同一内容を送付するものとします。ただし、質問者名は明示しません。

7. 参加表明書および一次選考書類の提出

本業務の受託を希望される企業グループは、下記により、参加表明書および一次選考書類を提出してください。

- (1) 提出期限 平成30年11月15日（木）17時00分（必着）
- (2) 提出方法 持参もしくは郵送（郵送の場合は書留に限る）にて提出してください。

(3) 提出書類

- ① 参加表明書兼守秘義務に関する誓約書（様式第3号）…1部
- ② グループ各構成員の概要が分かる資料（会社案内等）…1部ずつ
- ③ グループ各構成員の定款または寄附行為…1部ずつ
- ④ グループ各構成員の履歴事項全部証明書 ※発行日より60日以内のもの（商業・法人登記簿謄本、法務局発行）…1部ずつ
- ⑤ グループ各構成員の暴力団排除等に関する誓約書（様式第4号）…1部ずつ
- ⑥ グループ提携に関する誓約書（様式第5号）…1部
- ⑦ 代表企業承認書（様式第6号）…1部
- ⑧ グループ構成員組織図（様式任意）…10部
- ⑨ グループ各構成員の役員名簿（様式任意）…1部ずつ
- ⑩ グループ各構成員の印鑑証明…1部ずつ ※発行日より60日以内のもの
- ⑪ グループ各構成員の類似実績の資料（様式第7号）…10部ずつ
- ⑫ 担当者の実務実績の資料（様式第8号）…10部ずつ

(4) 提出書類作成上の注意

- ① 提出書類は、様式があるものは様式に従ってください。
- ② 提出に係る費用は応募者の負担になります。
- ③ 提出書類等は返却しません。
- ④ 提出期限以降における提出書類の差替えおよび再提出は認めません。

(5) 参加表明書等の提出先

〒960-8601 福島市五老内町3-1

福島市商工観光部観光コンベンション推進室観光プロモーション係 担当：清野・柏倉

8. 一次選考通過者の選定

「東北絆まつり2019福島」運営計画策定及び調整業務委託事業者選定審査委員会（以下、「審査会」という。）により、審査会の各委員の採点結果を合計した点数を提案者の点数とし、最大5つ程度の企業グループを通過とします。

審査は非公開とし、次の評価項目等について採点を行うものとします。

(1) 審査項目

- ① 本業務の実施体制（15点）
 - ア 実施体制が業務の目的を理解したものになっているか。
 - イ グループの組織体制や役割分担が明示されているか
 - ウ 構成員によりグループ内での体制が整備されており、各構成員の実務経験が本業務を遂行するのに妥当な体制であるか。

② 類似事業の実績（15点）

ア 実績の詳細が明記されているか。

イ 類似事業が同種のものであり、本業務を遂行する上で妥当なものであるか。

ウ 公道を封鎖したイベントの警備実績があるか。

(2) 一次審査会（非公開）は以下の日程で行う。

平成30年11月26日（月）

(3) 選定企業グループ数

最大5グループ程度

(4) 通知

- ① 審査会による選定の結果は、提案審査に参加を表明したものに対して、速やかに電子メールまたは電話にてお知らせするとともに、併せて郵送します。
- ② 一次選考の結果に関する理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から起算して7日以内に委員会事務局あて書面（様式任意）により問い合わせください。その翌日から起算して10日以内（休日を除く）に書面により回答いたします。

9. 二次選考書類（企画提案書等）の提出

上記8の一次選考を通過した企業グループを対象として二次選考を下記の内容で開催します。なお、提案書を作成する上で必要な追加情報は、一次選考の通過者に、選考結果とともに通知いたします。

(1) 提出期限 平成30年11月28日（水）17時00分（必着）

(2) 提出方法 持参もしくは郵送（郵送の場合は書留に限る）にて提出してください。

(3) 提出書類

- ① 「東北絆まつり2019福島」の仕様についての提案書（A4サイズ、A3折り込み可、片面印刷で15ページ以内。仕様書に記載の業務の内訳金額を明示すること）…10部
- ② 見積書（2019まつり運営に関する見積り）…10部
- ③ 見積書（運営計画策定及び調整業務）…1部

(4) 企画提案書類作成上の注意

- ① 提出書類は、様式があるものは様式に従ってください。企画提案書は必要に応じて、図表等を用いて分かりやすく記載してください。
- ② 企画提案に係る費用は応募者の負担となります。
- ③ 提出資料等は返却しません。
- ④ 提出期限以降における企画提案書等の資料の差替えおよび再提出は認めません。
- ⑤ 異なる内容の提案を複数提出していただいても構いません。
- ⑥ 特定された提出書類の内容は、原則として特記仕様書として契約時に採用します。

(5) 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は無効とします。

- ① 上記4に示す事業申請者の資格要件を満たさない企業グループまたは委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった企業グループによる提案
- ② 提出書類に虚偽の記載を行った企業グループによる提案
- ③ 上記5（2）に示す委託予定額を超える提案
- ④ その他、企画提案に関する条件に違反した提案

(6) 企画提案書の提出先

〒960-8601 福島市五老内町3-1

福島市商工観光部観光コンベンション推進室観光プロモーション係 担当：清野・柏倉

10. 二次選考による委託候補者の選定

一次選考の通過者を対象にプレゼンテーションによる審査会を行い、審査会の各委員の採点結果を合計した点数を提案者の点数とし、最も評価の高い最優秀提案グループを契約の相手方として選定します。ただし、審査は非公開とします。各審査は次の評価項目等について採点を行うものとします。

なお、一次審査の採点は、二次審査に引き継がれます。

(1) 審査項目

① 実施体制 (15点) ※一次審査

② 類似事業の実績 (15点) ※一次審査

(以上①～②が一次審査の点数を引き継ぐ項目)

③ コンセプトの妥当性及び独自性 (20点)

ア 本事業のコンセプトを十分に理解した提案内容になっているか。

イ 2020東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた提案がなされているか。

④ 提案内容の具体性 (40点)

ア 全体概要の提案が具体的かつ目的の達成に効果的で、実現可能なものか。

イ 交通輸送拠点・誘導計画が具体的かつ目的達成に効果的で安全を確保できるものか。

ウ 協賛金募集・広報計画が具体的かつ目的達成に効果的なものか。

エ 警備体制が具体的かつ目的の達成に効果的で、安全を確保できるものか。

⑤ 独自提案の有利性 (地域貢献の提案を含む) (40点)

ア 全体概要の提案に独自性があり、有効なものであるか。

イ ステージの提案に独自性があり、有効なものであるか。

ウ パレードの提案に独自性があり、有効なものであるか。

エ 地域貢献、経費の節減等の魅力的な提案がなされているか。

⑥ 見積額の妥当性 (20点)

提案内容と見積りに整合性があり合理的で、かつ内訳が明示されているか。

(2) 審査会 (非公開) は以下の日程で行う予定です。

平成30年11月30日 (金)

(3) 選定企業グループ数

1グループ

(4) 通知

① 審査会による選定の結果は、二次選考書類の提出者に対して、速やかに電子メールまたは電話にてお知らせするとともに、あわせて郵送により通知します。

② 二次選考の結果に関する理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から起算して7日以内に委員会事務局あて書面 (様式任意) により問い合わせください。その翌日から起算して10日以内 (休日を除く) に書面により回答いたします。

1 1. スケジュール

平成30年11月2日（金）公募開始
平成30年11月9日（金）説明会の開催、仕様書・質問票の配布
平成30年11月13日（火）質問の締め切り（17時）
平成30年11月14日（水）質問に対する回答
平成30年11月15日（木）参加表明書の提出期限（一次審査における書類提出）
平成30年11月26日（月）審査会開催（一次審査。書類選考）
平成30年11月28日（水）企画提案書の提出期限（二次審査における書類提出）
平成30年11月30日（金）審査会開催（二次審査。プレゼンテーション）
平成30年11月30日（金）委託先決定

1 2. 著作権について

受託者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引き渡し時に委員会事務局に無償で譲渡するものとする。また、本事業の為に撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作権者人格権の主張を行わないものとする。

事業者及び委員会事務局以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の可否等について書面で確認を行うことを原則とする。

1 3. その他

- (1) 本業務に関して、さらに必要な業務等がある場合は、幅広く提案・実施すること。
- (2) 本業務の円滑な実施のために、本業務の委託開始から終了までの間、業務の進捗状況を委員会事務局に定期的に報告すること。
- (3) 委員会は提出された書類を業者選定する用途以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) プロポーザルは委託事業者適格者を選定するものであることから、具体的な業務内容は、全体運営計画・企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、委員会事務局との協議に基づいて実施することとする。また、コスト削減・機能向上を図るために協議を行う予定である。

1 4. 問い合わせ先

〒960-8601 福島市五老内町3-1

福島市商工観光部観光コンベンション推進室観光プロモーション係 担当：清野・柏倉

電話番号 024-572-5718

ファクシミリ 024-535-1401

電子メールアドレス kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp